

議題事項

令和4年の県警察の活動の基本方針となる「香川県警察運営重点」を策定する。

1 運営指針とサブタイトル

県民の期待と信頼に応える力強い警察
～ 社会の変化を的確に捉え県民の安全を守るために ～

2 重点目標

○ 交通死亡事故の抑止

悲惨な交通死亡事故をなくすため、緻密な交通事故分析に基づき、交通指導取締りの強化、高齢者をはじめとする県民一人一人に届く交通安全教育の推進、関係機関・団体等と連携した交通事故の起きにくい交通環境の整備等、県民と一体となって総合的な抑止対策を一層推進する。

○ 人身の安全を確保するための対策の徹底

児童虐待、ストーカー、DV、行方不明等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案や性犯罪等に対して、関係機関・団体等と緊密に連携し、組織による迅速・的確な対策を徹底する。

○ 犯罪防止に向けた取組の推進

特殊詐欺をはじめとする犯罪の防止のため、関係機関・団体等と連携した防犯ボランティアの活性化や防犯環境の整備、少年の規範意識の向上等に向けた取組を推進するとともに、身近な犯罪の検挙による抑止、制服警察官による職務質問等の街頭活動を強化する。

○ 重要犯罪等の徹底検挙

迅速・的確な捜査と警察捜査のための基盤整備を推進し、殺人等の重要犯罪、侵入盗等の重要窃盗犯を早期に検挙するほか、社会に潜在する政治・行政・経済をめぐる不正の追及を強化する。

○ 暴力団等組織犯罪対策の推進強化

暴力団壊滅に向けた取締り等を強化するとともに、地域社会と一体となった暴力団排除活動を推進するほか、特殊詐欺グループ、薬物犯罪組織、来日外国人犯罪グループ等の実態解明を徹底し、取締りを強化する。

○ テロ等の未然防止の徹底と災害等緊急事態への対処力の強化

社会の変化に伴う多様な治安上の脅威に適切に対応するため、官民連携した諸対策の推進により、テロ等の未然防止の徹底を図るとともに、関係機関・団体等と連携した実戦的訓練等により、大規模災害等の緊急事態への対処力を強化する。

○ サイバー空間の脅威への的確な対処

高度化・複雑化するサイバー犯罪の取締り、公共の安全を脅かすサイバー攻撃事案の防止等を推進することにより、サイバー空間の脅威への対応を強化するとともに、産学官の知見の活用や被害防止対策の促進等、関係機関・団体等との連携による社会と一体となった取組を推進する。

○ 警察活動を支える基盤整備の強化と柔軟な組織運営の推進

警察機能を最大限に発揮できるよう、人材の確保・育成の強化、働き方改革の推進、業務の合理化・効率化、装備資機材の充実及び先端技術等の活用を図るほか、地域実態や警察行政に係るニーズ等を踏まえ、部門を超えた連携を推進するなど、柔軟な組織運営に取り組む。

報告事項

11月県議会定例会において、代表質問では「大規模地震災害への対応力の強化」等について、総務委員会では「運転免許証とマイナンバーカードの一体化」等について、一般質問では「特殊詐欺被害防止対策」等について、それぞれ質疑答弁が行われた。

閉会日、「令和3年度香川県一般会計補正予算議案」等の公安委員会関係議案は、全会一致で原案どおり可決された。

第1 11月県議会定例会

1 会期

令和3年11月22日（月）から同年12月14日（火）までの23日間

2 代表質問（11月25日）

自民党県政会 新田議員 ○大規模地震災害への対応力の強化について

立憲みらい 森 議員 ○交通死亡事故抑止対策について

3 総務委員会（11月29日）

自民党議員会 辻村委員 ○善通寺運転免許更新センターの土日開庁について

自民党県政会 高木委員 ○運転免許証とマイナンバーカードの一体化について

4 一般質問（12月9日・10日）

立憲みらい 竹本議員 ○特殊詐欺被害防止対策について

国民民主 山本議員 ○犯罪被害者等への支援について

5 公安委員会関係議案の採決状況

「令和3年度香川県一般会計補正予算議案」及び「香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案」は、原案どおり全会一致で可決された。

第2 決算行政評価特別委員会

1 総務委員会審査（10月25日）

立憲みらい 木村委員 ○交通死亡事故抑止総合対策事業について

自民党議員会 平木委員 ○警察官の魂教育について

2 総括審査（11月12日）

公安委員会への質問なし

報告事項

令和4年1月18日(火)、香川県総合運動公園において、令和3年度県下警察駅伝大会を開催する。

1 日時

令和4年1月18日(火)

第1部 午前10時30分～午後0時30分頃までの間

第2部 午後2時00分～午後4時00分頃までの間

2 場所

高松市生島町 香川県総合運動公園

3 目的

警察職員全般の基礎体力を充実させ、駅伝大会を通じて強靱な体力と旺盛な気力、精神力を養い、職務執行に必要な体力向上と士気の高揚を図るため。

4 大会区分

第1部 8チーム (登録最大10人)	警察本部	生活安全部、刑事部、交通部、警察学校
	警察署	高松北、高松南、坂出、丸亀
第2部 10チーム (登録最大8人)	警察本部	警務部、警備部
	警察署	東かがわ、さぬき、高松東、小豆、高松西、琴平、三豊、観音寺

5 競技方法

【第1部】 (7人制) 総距離 19.5km

第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第7区
1.1km	4.6km	2.3km	2.3km	2.3km	2.3km	4.6km
女性	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上

【第2部】 (5人制) 総距離 14.9km

第1区	第2区	第3区	第4区	第5区
1.1km	4.6km	2.3km	2.3km	4.6km
女性	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上

※ 年齢は、令和3年4月1日現在とする。

6 その他

(1) 大会役員等の視察

公安委員長、公安委員、本部長、警務部長及び警察学校長

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

二部制に分散して開催するほか、大会開催2週間前からの検温等を実施する。

公安委員会 説明資料 No. 4	令和3年度警察官採用試験（高校卒業程度） の実施結果等について	令和3年12月23日 警務部
---------------------	------------------------------------	-------------------

報告事項

令和3年度警察官採用試験（高校卒業程度）は、244人が受験し、27人（男性警察官21人、女性警察官6人）が合格、競争倍率は9.0倍であった。

1 警察官採用試験（高校卒業程度）の実施結果

(1) 試験状況 ()内は前年数値

試験区分	採用予定者	応募者	第1次試験			最終合格者	競争倍率
			受験者数	受験率	合格者数		
男性	25人	292人	194人	66.4%	64人	21人	9.2倍
	(25人)	(283人)	(171人)	(60.4%)	(63人)	(28人)	(6.1倍)
女性	5人	83人	50人	60.2%	14人	6人	8.3倍
	(5人)	(96人)	(57人)	(59.4%)	(14人)	(6人)	(9.5倍)
全体	30人	375人	244人	65.1%	78人	27人	9.0倍
	(30人)	(379人)	(228人)	(60.2%)	(77人)	(34人)	(6.7倍)

(2) 今後の対応（辞退防止に向けた取組）

- オンラインによる個別相談会の実施
- 年頭視閲式の見学
- 内定式・事前交流会の開催
- 不安解消のための「サポートメール」の実施

2 来年度に向けた警察官採用募集活動

(1) 新しい生活様式に配慮した採用募集活動の展開

- Web会議システムを活用したオンラインによる非対面型業務説明会の更なる拡充
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、体験型就職説明会を再開

(2) リクルーター等のより効果的かつ効率的な運用

- 高校卒業程度の募集活動時に、県警察学校教育主事等の人脈を活用
- 県外学校へのリクルート活動の拡充
- 活動実績の高いリクルーターの成功体験の情報共有

(3) 時代に応じた求心力のある情報発信

- インスタグラムの活用
- 新しく制作した採用募集活動用動画の活用

(4) 参加者ニーズに応じたミニガイダンスの開催

- 対象を女性に限定した開催、土日祝日・平日夕方の開催
- 転職希望者を対象とした夜間説明会の開催

公安委員会 説明資料 No. 5	令和3年11月中の苦情申出の受理・処理状況 について	令和3年12月23日 警務部
---------------------	-------------------------------	-------------------

報告事項

- 令和3年11月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会2件、警察6件
- 令和3年中の総受理件数 ～ 公安委員会13件、警察44件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	0	1	2	1	5	0	1	0	0	1	2		13
	前年比	±0	-1	+1	±0	+5	-1	±0	±0	-2	±0	+1		+3
警察	件数	1	3	9	2	4	5	0	5	4	5	6		44
	前年比	-3	-2	+3	-5	±0	+2	-2	±0	±0	±0	+2		-5

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会				警 察			
	11月		累計		11月		累計	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
遺失・拾得届							1	1
窓口・電話対応							1	1
各種保護								
職務質問・検問							1	2 (1)
110番対応・臨場			1	1			1	1
各種相談							1	1
少年補導								
被害届等			1	1			1	
告訴・告発								1 (1)
捜査(逮捕、取調等)	2		4	3 (1)	3	5	25	31 (11)
交通指導取締り			4	5 (1)	2		6	5 (1)
交通事故処理			1	1	1		1	
その他			2	1			6	6 (1)
合 計	2	0 (0)	13	12 (2)	6	5 (0)	44	49 (15)

(注) 処理欄の () 内の数字は、前年受理分で内数

報告事項

香川県を被告として提起されていた国家賠償法に基づく損害賠償請求事件に係る判決で、過失割合が8対2とされたことを不服として原告が控訴したので、関係所属と連携して応訴することとする。

1 控訴年月日

令和3年11月2日（送達受理日：令和3年11月30日）

2 係属機関

高松地方裁判所

3 控訴人

A男

4 被控訴人

香川県（代表者 香川県知事 浜田恵造）

5 控訴の趣旨

普通乗用自動車を運転中の控訴人と、パトカーで緊急走行中の警察官を当事者とする信号交差点における物損交通事故について、控訴人は、令和2年6月22日に、香川県に対し賠償金や訴訟費用を求めて高松簡易裁判所に提訴したが、令和3年10月20日の判決により過失割合が8対2とされたことから、これを不服として、原判決の控訴人の敗訴部分の取消等を求めて高松地方裁判所に控訴したものである。

6 応訴方針

訴訟代理人を選任するとともに指定代理人を指名し、関係所属と連携して組織的に対応する。

報告事項

1 月 10 日の「110 番の日」に、県警察初のオリンピック日本代表選手で東京 2020 オリンピック競技大会のエアピストル競技に出場した堀水警部補により、110 番通報の適切な利用を呼び掛ける広報活動を実施する。

1 「110 番の日」の趣旨

警察への緊急通報手段である 110 番の適切な利用を推進するため、毎年 1 月 10 日を「110 番の日」としており、不要不急の用件では使用しないなど、「110 番」の適切な利用を呼び掛けることとしている。

2 110 番の受理状況

※R 3 は 11 月末の暫定値

区 分	H29	H30	R 1 (H31)	R 2	R 3※
総 件 数 (A)	80,634	83,096	75,831	68,423	63,929
有 効 件 数 (B)	66,091	66,890	63,543	56,347	52,073
不要不急件数 (C)	13,492	13,968	12,757	12,521	9,150
(C)/(B)	20.4%	20.9%	20.1%	22.2%	17.6%
無 効 件 数 (D)	14,543	16,206	12,288	12,076	11,856
(D)/(A)	18.0%	19.5%	16.2%	17.6%	18.5%

※ 不要不急件数は、有効件数の内、緊急の対応を要しない「各種照会」「要望・苦情・相談」「虚報・誤報」の件数である。

※ 無効件数は「いたずら」「誤接」「試験通報」等の件数である。

3 「110 番の日」についての広報行事

(1) 広報実施担当者

県警察学校教官 警部補 堀水 宏次郎 (40 歳) 善通寺市出身

(2) 日時

令和 4 年 1 月 10 日(月) 午前 10 時から午前 10 時 30 分までの間

(3) 場所

警察本部 5 階 生活安全部通信指令課 通信指令室内

(4) 行事内容

ア 実施申告等

- 地域監あいさつ
- 広報実施申告

イ 広報実施者からのメッセージの発信等

- 各警察署に対する指令
110 番受理時における的確な聴取と迅速な指令及び適切な 110 番利用に関する指令を実施
- 県民へ向けたメッセージの発信
適切な 110 番の利用について、県民へのメッセージを発信

ウ ビームピストル射撃の実演

広報行事終了後に通信指令室内にビームピストル競技の機器を設置、堀水警部補がビームピストル射撃を実演し、併せて通信指令室の大型表示盤に 110 番の適切な利用についてのメッセージを表示する。

公安委員会 説明資料 No. 8	指定暴力団「住吉会」傘下組織組員に対する 中止命令の発出について	令和3年12月23日 刑 事 部
---------------------	-------------------------------------	---------------------

報告事項

物品購入名目で金品を不当要求した住吉会傘下組織組員に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、中止命令を発出した。

1 中止命令を受けた者

住所 香川県さぬき市
指定暴力団住吉会傘下組織組員 甲男

2 相手方(被害者)

A男

3 中止命令の理由及び根拠

(1) 理由

甲男は、令和3年11月15日、甲男が指定暴力団住吉会傘下組織組員であると知悉しているA男に対し、携帯電話で電話をかけ、「甲男や。今年もポスターと焼酎出来たけん持って行くわ。」等と告げ、自己が所属する指定暴力団の威力を示して、物品購入名目で金品その他の財産上の利益の贈与をみだりに要求したもの

(2) 根拠

- ア 違反条項 法第9条第2号(不当贈与要求行為)
- イ 命令適用条項 法第11条第1項(暴力的要求行為等に対する措置)

4 中止命令発出状況

(1) 発出日時

令和3年12月8日(水)午後1時43分

(2) 発出場所

高松北警察署構内

(3) 発出時の状況

甲男に対し、中止命令書を示して読み聞かせたところ、「分かりました。もう行きません。」と言って同命令書を受領した。

5 参考

- (1) 令和3年の中止命令件数 1件目
- (2) 法施行後の中止命令件数 237件目

報告事項

令和3年6月1日より運用を開始した「飲酒運転根絶BOX」の運用状況については、85件の情報提供があり、酒気帯び運転4件を検挙した。

1 運用状況

(1) 運用開始日

令和3年6月1日(火)

(2) 開設の目的

飲酒運転は交通死亡事故など重大事故に直結する危険性が極めて高く、ひき逃げ事件の一因となっている現状から、交通安全を願う県民から寄せられた情報を基に、先制的な取締り等を実施することで、飲酒運転を根絶し交通事故を未然に防ぐことを目的とする。

(3) 運用の状況

区分	具体的情報 (人・車に対するもの)	具体的情報 (店に対するもの)	アイデア 意見要望	その他の情報
東かがわ				4
さぬき	1			7
高松東	1	1		
小豆				
高松北	3	3 (1)	1	2
高松南	4	1		5 (1)
坂出	1			1
高松西	1			
丸亀	8	2		19 (1)
琴平				1
三豊	2	2		6
観音寺	3	1 (1)		2
その他				3
計	24	10 (2)	1	50 (2)

※ 合計85件の情報が寄せられている。(令和3年11月30日時点)

※ 表中の()内の数字は、検挙数

2 検挙情報事例

- (1) 市内の飲食店から出てくる客が飲酒運転している。(店に関する情報)
- (2) 仕事帰りに居酒屋で飲酒して帰っている者がいる。(店に関する情報)
- (3) 知人が飲酒運転をしている。(その他：車の情報)
- (4) スナック従業員が飲酒運転を容認しているのではないか。(その他：地区の情報)

3 今後の課題

- (1) 「飲酒運転根絶BOX」の活用促進、更なる周知・広報のため工夫が必要
- (2) 特定個人に対する繰り返し情報について、情報の正確性を見極めることが必要

4 その他

- (1) 年末年始の交通安全県民運動の実施に合わせ、12月13日(月)から12月19日(日)の間、飲酒運転取締り強化期間を設定し、一部公開取締りを実施した。
- (2) 「飲酒運転根絶BOX」の活用状況、飲酒運転取締り実施状況をツイッター等で発信し、飲酒運転の抑制につなげる。

公安委員会 説明資料 No.10	公安委員会の交通規制（専決分）の実施について	令和3年12月23日 交通部
---------------------	------------------------	-------------------

報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 主要地方道丸亀詫間豊浜線バイパス供用に伴う押ボタン式信号機の新設等
- 秋の総合現地診断結果に基づく押ボタン式信号機の新設
- 一灯点滅式信号機の廃止及びこれに伴う一時停止規制の新設等

等の74か所（区間）を実施する。

1 交通規制の総括

交通規制の新設・変更・廃止 [合計74か所（区間）]

規制種別	新設	変更	廃止	規制種別	新設	変更	廃止
信号機	2	0	1	駐車禁止	0	1	0
横断歩道	12	5	1	自転車歩道通行可	2	9	0
一時停止	9	1	1	自転車横断帯	0	1	4
二段停止線	0	1	3	その他	1	6	7
最高速度	0	5	2	計	26	29	19

※令和3年10月29日付け専決分を含む

2 主な交通規制

- (1) 主要地方道丸亀詫間豊浜線バイパス供用に伴う押ボタン式信号機の新設等
仲多度郡多度津町 白方保育所南
- (2) 秋の総合現地診断結果に基づく押ボタン式信号機の新設 1か所
高松市三谷町 平石下
- (3) 一灯点滅式信号機の廃止及びこれに伴う一時停止規制の新設等 1か所
高松市香川町 新池南交差点